

金融庁

《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

| | | |
|-------------|--|---|
| 基本計画の名称 | 金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定） 平成22年3月31日一部改正 平成22年8月24日一部改正 平成23年6月24日一部改正 | |
| 基本計画の主な規定内容 | 1 計画期間 | ○ 平成20年7月1日から24年3月31日まで |
| | 2 事前評価の対象等 | ○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 (1) 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） (2) 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策） (3) 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） (4) 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（(1)を除く） (5) (1)に準ずるもので、社会的影響の大きい政策 |
| | 3 事後評価の対象等 | ○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、租税特別措置等に係るガイドライン等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策 |
| | 4 政策評価の結果の政策への反映 | ○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。 |
| | 5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備 | ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。 |
| 実施計画の名称 | 平成23年度金融庁政策評価実施計画（平成23年6月24日策定） 平成23年9月30日一部改正 | |
| 実施計画の主な規定内容 | 1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式 | ○ 実績評価：24施策 ○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成23年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成23年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施） |
| | 2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの） | 該当する政策なし |
| | 3 その他の政策（法第7条第2項第3 | 該当する政策なし |

| | | |
|--|------------|--|
| | 号に区分されるもの) | |
|--|------------|--|

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

| 政策評価の対象としようとした政策の区分 | | 評価実施件数 | 政策評価の結果の内訳別件数 | | 政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数 | | | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|--|--|---------------------------------|---|---|----|---|----|------------|---|
| 事前評価 | 事業評価方式：15件 (規制) 〔表5-3-ア〕 | 規制の新設又は改廃は妥当 | 15 | 1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した（提出する予定） | 7 | | | | | | |
| | | | | 2 評価結果を踏まえ、政令等を制定又は改正した（改正する予定） | 8 | | | | | | |
| | 事業評価方式：4件 (租税特別措置等) 〔表5-3-イ〕 | 租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当 | 4 | 評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った | | | | | | | |
| 事後評価 | 実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号) | 実績評価方式：24件 〔表5-3-ウ〕 〔実績評価方式：24件〕 〔表5-3-エ〕 | 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある | 9 | 1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） | 9 | | | | | |
| | | | | | 【引き続き推進】 | | | | | | |
| | | | | | 概算要求に反映 | | 6 | | | | |
| | | | | | 機構・定員要求に反映 | | 6 | | | | |
| | | | | | 機構要求に反映 | | 5 | | | | |
| | | | | | 定員要求に反映 | | 5 | | | | |
| | | | | | 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） | | 15 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 15 | 【改善・見直し】 | |
| | | | | | | | | | | 概算要求に反映 | 9 |
| | | | | | | | | | | 機構・定員要求に反映 | 5 |
| | | | | | | | | | | 機構要求に反映 | 4 |
| 定員要求に反映 | 5 | | | | | | | | | | |
| 事業評価方式：2件 (成果重視事業1件含む) 〔表5-3-オ〕 | 取組を引き続き推進 実施は妥当 | 1 | 1 | 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） | | 1 | | | | | |
| | | | | 【引き続き推進】 | | | | | | | |
| 事業評価方式：3件 (租税特別措置等) 〔表5-3-カ〕 | 取組を引き続き推進 | 3 | 3 | 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） | | 3 | | | | | |
| | | | | 【引き続き推進】 | | | | | | | |
| 未着手 (法第7条第2項第2号イ) | 該当する政策なし | — | — | — | | — | | | | | |
| 未了 (法第7条第2項第2号ロ) | 該当する政策なし | — | — | — | — | | | | | | |
| その他の政策 (法第7条第2項第3号) | 該当する政策なし | — | — | | | | | | | | |

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の15政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年6月24日、7月8日、8月30日、11月4日、24年1月6日、1月13日、1月26日、3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

| No. | 評価対象政策 |
|-----|------------------------------------|
| 1 | 公募増資に係る空売り規制 |
| 2 | 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の見直し |
| 3 | 不動産投資活性化等のための資産流動化スキームに係る規制の弾力化 |
| 4 | プロ等に限定した投資運用業の規制緩和 |
| 5 | 学校法人向けシンジケートローンの金融商品取引法の適用除外 |
| 6 | 一般法人化した一定の旧特例民法法人に対する貸金業法上の適用除外の延長 |
| 7 | 保険業法の適用除外に係る規制の見直し |
| 8 | 公認会計士資格取得の要件となる実務従事の対象の拡充 |
| 9 | 外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し |
| 10 | 同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託 |
| 11 | 保険契約の移転に係る規制のあり方を見直し |
| 12 | 保険契約の移転に係る販売停止規定の撤廃 |
| 13 | 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備 |
| 14 | 店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の利用の義務付け |
| 15 | インサイダー取引規制の見直し |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表5-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

| No. | 評価対象政策 |
|-----|------------------------------------|
| 1 | 自動発注サーバに係る非課税措置の創設 |
| 2 | 投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し |
| 3 | 投資法人等に係る均等割の減免措置の導入 |
| 4 | 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表5-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の24施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成22年度実績評価書」として公表。

表5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

| No. | 評価対象政策 | 評価結果の反映状況 |
|--|---|-----------|
| 基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保 | | |
| 施策目標1 金融機関が健全に経営されていること | | |
| 1 | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | 引き続き推進 |
| 2 | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 | 改善・見直し |
| 施策目標2 金融システムの安定が確保されていること | | |
| 3 | 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止 | 引き続き推進 |
| 4 | 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 | 引き続き推進 |
| 5 | アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援 | 引き続き推進 |
| 基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護 | | |
| 施策目標1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること | | |
| 6 | 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 | 改善・見直し |
| 7 | 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 | 改善・見直し |
| 8 | 金融機関等の法令等遵守態勢の確立 | 改善・見直し |
| 9 | 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 | 改善・見直し |
| 施策目標2 公正、透明な市場を確立し維持すること | | |
| 10 | 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 | 改善・見直し |
| 11 | 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 | 改善・見直し |
| 12 | 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着 | 改善・見直し |
| 13 | 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 | 引き続き推進 |
| 14 | 公認会計士監査の充実・強化 | 改善・見直し |
| 基本目標Ⅲ 円滑な金融等 | | |
| 施策目標1 活力のある市場を構築すること | | |
| 15 | 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着 | 改善・見直し |
| 16 | 決済システム等の整備・定着 | 引き続き推進 |
| 17 | 専門性の高い人材の育成等 | 改善・見直し |
| 18 | 個人投資家の参加拡大 | 改善・見直し |
| 施策目標2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること | | |
| 19 | 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着 | 改善・見直し |
| 20 | 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進 | 引き続き推進 |
| 施策目標3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること | | |
| 21 | 金融行政の透明性・予測可能性の向上 | 引き続き推進 |
| (業務支援基盤整備に係る施策) | | |
| 22 | 職員の育成・強化のための諸施策の実施 | 改善・見直し |
| 23 | 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 | 引き続き推進 |
| 24 | 専門性の高い調査研究分析の実施 | 改善・見直し |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表5-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象に評価を実施中（平成 24 年 8 月公表予定）。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

| No. | 評価対象政策 |
|---|---|
| 基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保 | |
| 施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること | |
| 1 | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 |
| 2 | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 |
| 施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること | |
| 3 | 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止 |
| 4 | 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 |
| 5 | アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援 |
| 基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護 | |
| 施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること | |
| 6 | 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 |
| 7 | 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 |
| 8 | 金融機関等の法令等遵守態勢の確立 |
| 9 | 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 |
| 施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること | |
| 10 | 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 |
| 11 | 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 |
| 12 | 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着 |
| 13 | 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保 |
| 14 | 公認会計士監査の充実・強化 |
| 基本目標Ⅲ 円滑な金融等 | |
| 施策目標 1 活力のある市場を構築すること | |
| 15 | 多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備 |
| 16 | 決済システム等の整備・定着 |
| 17 | 専門性の高い人材の育成等 |
| 18 | 個人投資家の参加拡大 |
| 施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること | |
| 19 | 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備 |
| 20 | 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進 |
| 施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること | |
| 21 | 金融行政の透明性・予測可能性の向上 |
| （業務支援基盤整備に係る施策） | |
| 22 | 職員の育成・強化のための諸施策の実施 |
| 23 | 行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進 |
| 24 | 専門性の高い調査研究分析の実施 |

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 23 年度に効果が発現する事業のうち以下の 1 事業及び以下の 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度事業評価書」として公表。

表5-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策

| No. | 評価対象政策 | 評価結果の反映状況 |
|-----|------------------------------|-----------|
| 1 | 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築 | — |
| 2 | 金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業） | 引き続き推進 |

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表5-4-(4)参照。
2 No.1は、事業終了後の評価を実施したものである。

(4) 「平成23年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表5-3-カ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

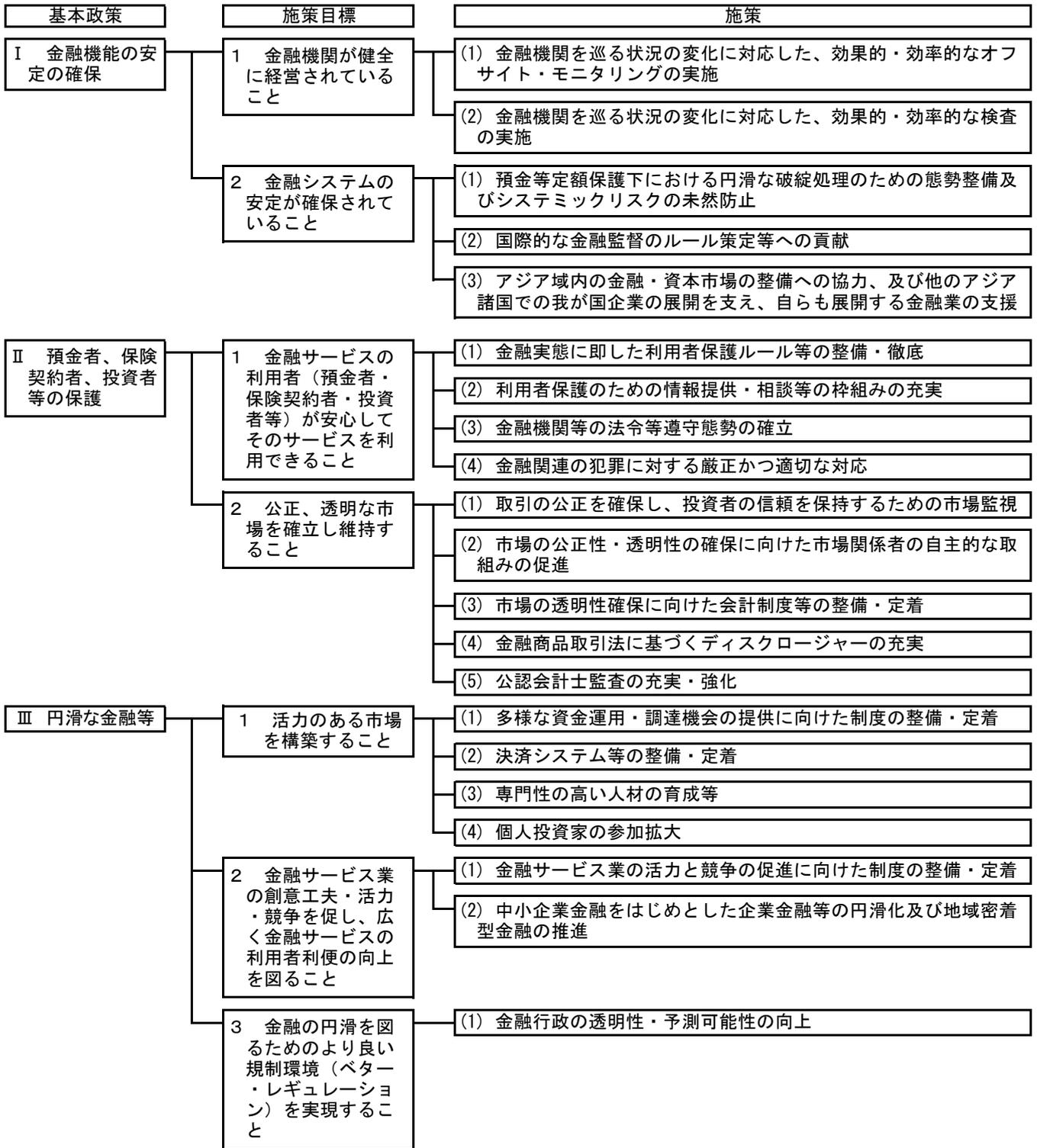
| No. | 評価対象政策 | 評価結果の反映状況 |
|-----|--|-----------|
| 1 | 社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入 | 引き続き推進 |
| 2 | 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構) | 引き続き推進 |
| 3 | 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金） | 引き続き推進 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表5-4-(5)参照。

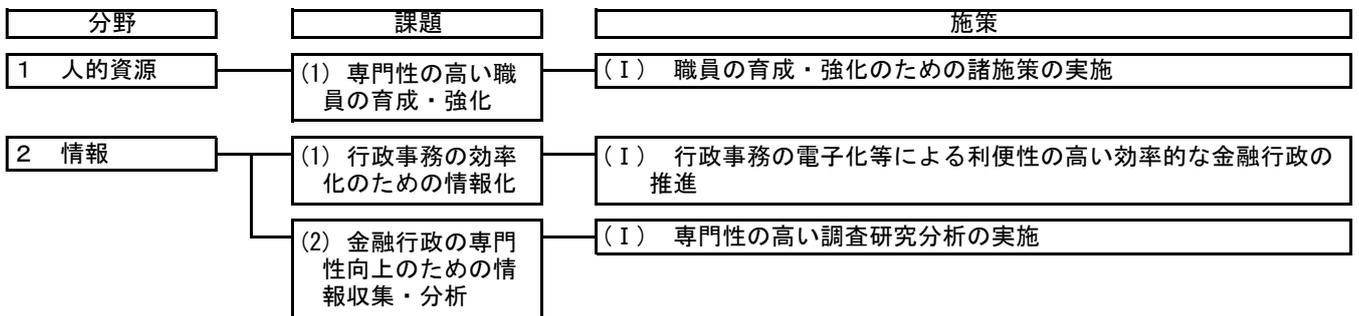
別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(業務支援基盤整備に係る施策)



(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku23.pdf>)参照